賃金控除に関する協定

　株式会社○○○○○○○○○と　社員 ○○○○は、労働基準法第２４条第１項に基づき、賃金控除について次のとおり協定する。

（控除項目）

当社は、次の各号に定めるものを社員の毎月の賃金又は賞与から控除することができる。

(1) 社員に対する貸付金返済

(2) 社員に対する一時立替金の精算

(3) ○○○○○○○○○

（限度額）

前項(2)について限度額は○○万円とし、原則翌月分の給与にて控除するものとする。

令和○年○○月○○日

株式会社○○○○○○○○○

代表取締役　○○　○○　　　　印

従業員の過半数を代表する者

（自筆）　　　　　　　　　　　印